

公益財団法人長坂国際奨学財団

2022年度 給付型奨学生募集要項

趣 旨

公益財団法人長坂国際奨学財団（以下、本財団という）は、東南アジア出身で首都圏内の大学等に通う、品行方正、成績優秀でありながら、厳しい経済状況である留学生に対する奨学金給付事業を行い、もってグローバル社会で活躍できる人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

1. 2022年度 奨学生採用予定人数

30名程度

2. 奨学金の内容

(1) 奨学金の額（月額）

50,000円／人

***本財団からの奨学金は、返済の必要はありません**

(2) 奨学金支給期間

2022年4月から1年間

※1年後に再応募することが可能です。

(3) 奨学金支給時期

①4月分から9月分は9月末に6ヵ月分まとめて支給いたします。

②10月分以降は毎月末支給いたします。

3. 奨学生の応募資格

下記のいずれにも該当すると認められる者

① 品行方正、志操堅固、健康で学業成績が優秀であること

② 学資が豊かでないこと

③ 東南アジア諸国（注1:）出身であること（在留資格は「留学」に限る）

④ 日本の首都圏の大学に通う者であること

⑤ 2022年4月現在において、次の学年に在籍する者

大学生・・・2年生、3年生、4年生

⑥ 応募の時点で日本国内へ在住していること。

※応募人数は1校あたり3名までとさせていただきます。

※現在他奨学金を受給中、または、申請中でも応募できます。

注1：東南アジアとは東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ・
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

4. 応募の手続・提出書類

(1) 提出書類

《学校が用意するもの》

- ① 本財団又は学校指定のフォーマットにより作成された大学長、学部長又はそれに相当する者が証明した推薦状
※奨学金の申請を行う場合は、学校の推薦が必要です。
※推薦状は選考基準になりますので、応募者の推薦理由については具体的に記載してください。

《本人が用意するもの》

- ② 奨学生願書
- ③ 写真タテ 4cm×ヨコ 3cm(最近撮影の半身脱帽のもの)裏面に氏名記入のこと。
※願書に貼付してください。
- ④ 学業成績証明書
※2021年度の成績が明記されている成績証明書
- ⑤ 作文課題
以下、a～c 全ての題材について、それぞれ 300 文字～400 文字にまとめて、パソコンで作成してください。(A4 用紙使用のこと) 各題材の間は 1 行スペースを空けて、「a. 日本への留学理由」のように題名を明記してください。
作文へは必ず大学名・学部名・学科名、氏名(カタカナで表記すること)を記入してください。
 - a. 日本への留学理由
 - b. 現在の学習状況、大学内外で取り組んでいる活動
 - c. 5年後の自分は何をしているか※文字数を大幅に超過した場合、あるいは、不足している場合は減点の対象になります。

※本募集要項、および、①推薦状フォーマット、②奨学生願書は当財団ホームページよりダウンロードできます。

(URL) <http://www.nagasaka.or.jp>

(2) 応募の手続

- ① 学生は提出書類(1)－②～(1)－⑤を学校へ提出してください。
- ② 学校のご担当者様におかれましては、学生からの提出書類に推薦状(提出書類①)を同封の上、本財団までご提出ください。
※提出された書類は、本財団の事業を遂行する目的にのみ使用いたします。
※応募書類は返却いたしません。

5. 応募の締め切り

2022年5月13日(金)までに本財団必着で郵送してください。

※財団への持込は禁止です。郵送のみ受付します。

送付先：〒167-0051 東京都杉並区荻窪 4-30-16
藤澤ビルディング 2階 (株)小泉内
公益財団法人長坂国際奨学財団 事務局 宛

6. 奨学生の選考

学業成績、作文及び面接にて選考を行います。

学業成績及び作文にて1次選考を行い、1次選考通過者に対して面接を実施し、奨学生を決定します。

- (1) 面接実施日 8月10日(水)

面接時間については、学校経由で通知いたします。

- (2) 1次選考通過者の面接場所

東京都杉並区荻窪 4-32-5 株式会社小泉 ※応募書類の送付先と異なります。

7. 奨学生の選考結果の通知

奨学生の選考結果については、学校経由で通知いたします。

※奨学生の決定については、本財団の選考委員会を経て理事会で行います。

※選考の経過及び決定の理由は公表いたしません。

8. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 在学する学校において学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) 奨学金願書(添付書類を含む)の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

9. 奨学生の義務

奨学生となった者は、本財団が実施する行事に参加するとともに、原則として年に1度の面接に応じていただきます。

また、2023年4月28日(金)までに「学校成績表(学校指定の成績証明書)」と「作文(1年間の研究成果・学内外活動・体験等)」を提出してください。
期日までにご提出いただけない場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

10. その他

ご質問がございましたら、以下までご連絡ください。

(連絡先) Tel : 03-5335-9677 Email : shindo@nagasaka.or.jp

〒167-0051 東京都杉並区荻窪 4-30-16

藤澤ビルディング 2階 小泉内

(担当) 公益財団法人長坂国際奨学財団 事務局 進藤 恭子